

○山本委員長 それでは、時間が参りましたので、第1回の専門小委員会を始めさせていただきます。

まず、私から一言御挨拶を申し上げます。

先日の第1回総会におきまして、専門小委員会の委員長を仰せつかりました、東京大学の山本と申します。地方制度調査会の委員になりましたのが第32次からでして、同時に専門小委員会の委員長を務めさせていただいております。

私は専門が行政法という分野でございますけれども、地方自治の分野に特に詳しいわけではございません。第32次のときから皆様の議論を伺って勉強させていただいております、その意味では大変楽しみにいつも参加をさせていただいております。

第32次の地方制度調査会のときから、人口減少、資源制約のもとで、住民が参加し、また、住民に必要なサービスを提供できる地方制度の在り方という一貫したテーマで議論してきたと認識しております。今回、第34次につきましても、まさにそのテーマを議論することになります。

コロナ禍とか災害の激甚化等を経て、このテーマが喫緊の問題になっている。同時に、そもそもの考え方から整理をしないといけない段階になっているかと思えます。皆様の御知見をいただいて充実した審議ができればと思っておりますので、どうかよろしく願います。

本日の専門小委員会につきましては、ウェブ会議を併用する形で開催することとしております。

まず、専門小委員会の運営についてお諮りをいたします。1月19日に首相官邸で開催された第1回総会におきまして、「総会について原則として公開する、その場合、内閣府・総務省の記者クラブに所属する報道機関が傍聴できることとし、議事録は発言者の名前入りでホームページなどを通じて公表する」ということが決定されたところです。

専門小委員会の運営につきましても、原則として公開とし、会議の実施は総務省・内閣府記者クラブに通知した上で開催したいと思えます。

議事録につきましても原則公開することとし、速やかな公表に努め、総務省ホームページに掲載することとしたいと思えます。議事録の掲載に当たっては、あらかじめ発言者に内容の確認をお願いしたいと思えます。

会議の配付資料についても原則公開といたします。

このように、専門小委員会の運営は、基本的に総会で決定された議事運営と同様にしたいと思えますけれども、御意見、御質問等がございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

次に参ります。第1回総会におきまして、今次の地方制度調査会に対して、高市内閣総理大臣から諮問がございました。参考資料に諮問文がございます。

「人口減少により深刻化する人材の不足や偏在、デジタル技術の進展等の課題に対応し、

将来にわたり、地域の特性に応じて、持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供していくため、国・都道府県・市町村間の役割分担、大都市地域における行政体制その他の必要な地方制度の在り方について、調査審議を求める」という諮問を受けたところです。

本日の審議は、まず前半で国・都道府県・市町村間の役割分担について自由討議を行い、後半で大都市地域における行政体制について自由討議を行うこととしたいと思います。

活発な議論に資するよう、検討の方向性に関して、そのたたき台となる材料を整理した資料を事務局に用意していただいております。通常ですと、地方制度調査会の第1回は基礎資料を提示するのですが、今回はそれに比べますと一步踏み込んだ形の資料になっております。冒頭に申し上げましたように、今回はかなりテーマが重いということがありまして、初回から事務局にいつもより踏み込んだ資料を作成していただいております。これを基に、さらにこういう視点があるのではないかと、この視点はどういう意味なのかとか、色々御質問等もあるかと思っておりますけれども、それは後でお受けしたいと思います。

まず、前半でございますが、「国・都道府県・市町村間の役割分担について」ということで、事務局から簡潔に説明をお願いいたします。

植田行政課長、お願いします。

○植田行政課長 事務局でございます。

資料1に基づきまして、国・都道府県・市町村の役割分担の在り方について御説明させていただきます。

1 ページ、2 ページをお開きいただければと思います。一番左の列のところ、2000年の地方分権改革のもとでの役割分担の基本的な在り方というところでまとめております。

真ん中の列が、特にここ20年ほどの間ですけれども、徐々に出てきた動きといたしまして、社会経済情勢の変化に対応して進められてきた取組が少しあるということでございます。

一番右に、真ん中の取組から表出している見直し手法の傾向を3つほどにまとめさせていただきます。

一番左にもう一度戻っていただきまして、役割分担の原則としては、市町村中心の完結的な業務執行。基礎自治体優先の原則を基にしている、国・都道府県につきましては補完的な役割にとどめるという形でございます。

デジタル技術の活用についても、情報システムの個別調達を前提にしてやってきたと。

これに対しまして、真ん中の取組というところを御覧いただきますと、例えば、NPMの台頭等を背景にして、事務・権限を一連の業務プロセスと考えて、その中の一部を外部位化する。例えば、指定管理者の制度、地方独立行政法人の制度といったものが出てきたという流れがございます。

また、全国的な対応等の要請を背景に、国による標準的な事務処理の在り方や基準の設定は拡大してきた。個人情報保護とか情報システムの標準化といったものがテーマとしてあろうかと思っております。

安定的な財政運営等の観点から、都道府県単位に広域化していくということも試みられてきた。後期高齢者の広域連合、医療の広域連合です。また、国保の財政運営の都道府県化といった例がございます。

また、住民との近接性が必ずしも求められないようなものについて、統一的な事務処理ができるものについては、地方共同法人等の形で、全国単位で広域化するというものが出てきた。J-LISとか税共同機構といったものがございます。

さらに言いますと、国・地方を併せて共通基盤・共通機能を協働的に利用していくという試みも出てきているという形でございます。マイナポータル等の例を挙げております。

こうした動きを少し大胆にということではございますけれども、基本的な在り方には収まらない傾向といたしまして仮説的にまとめたのが一番右でございます。国・都道府県・市町村という行政主体を通じたプロセスの最適化が目指されてきたのではないだろうかということでございます。全体としての効率化とかサービス向上が図られるように、各プロセスにおける実施主体を調整する動きが出てきたのではないかと考えております。

2ページをお開きいただきますと、主体間の連携というところでは、自治法上の共同処理の制度は選択肢の拡大が行われてきておりますけれども、活用状況はおおむね横ばいであろうということがございます。

それに対しまして、「行政ニーズに応じた連携のあり方の多様化」としておりますけれども、制度的な仕組み以外に、例えば県・市町村の橋梁の点検における包括発注であるとか、連携して公立病院を再編するとか、こういった協働的な手法が拡大してきたのではないかと。また、近年、国交省のほうで、「群マネ」と言っておりますが、複数分野のインフラを「群」として捉える形で、分野を越えて連携するという動きも出てきている。さらには、災害時とか、そういう特定の場合ということがございますけれども、そういった場合の国等による代行制度が拡充されている動きもあるということでもあります。

一番右にございますように、簡素で弾力的な連携手法を指向するような動きが出てきているのではないかと考えております。

一番下です。政策遂行プロセスにつきましては、2000年分権当時から、六団体への事前情報提供制度、その後、提案募集方式というものが出てきた。そういう中で、さらに踏み込んでということだと思いますけれども、中には地方の参加の仕方が変わってきておまして、国と地方で構成される協議会で共通化するシステムの選定等も決めていく、デジタル行財政改革の動きが一つございます。また、分権提案を契機として、分野横断的に国の側も地方公共団体との協議を通じて、広げていくような動きもあったということも例として挙げております。これは、政策の立案から実施の各段階で、国と地方が方針とか進度を調整するような仕組みへの期待が高まっているとも言えるのではないかと考えております。

3ページをお開きいただきまして、たたき台的に少し書いております。先ほど申し上げた3つの傾向が表出していると言える。これについても色々御意見はあろうかと思いますが、これについてまずどう評価するかというのが1つ目の○でございます。

また、それについての評価次第ではもちろんありますけれども、これらの傾向をより加速させる必要があると考える場合には、新たな考え方として定式化する必要があるのではないかとしております。

これを各行政分野に広げていく必要があるという場合には、各府省にフィードバックして、現場のニーズに合致した形で必要な個別法の見直しを行うといった動きにつなげていくことが求められているのではないかとということも論点として挙げております。

後のページは関連資料ですけれども、簡単に御紹介させていただきます。

1つ目の塊は「役割分担の原則」ということで、5ページは2000年分権当時の国・地方の役割分担。

6ページは、都道府県と市町村の役割分担についてまとめております。

7ページは、分権一括法以後の権限移譲の進展、国から地方、都道府県から市町村といったものをまとめております。

8ページには、移譲というよりも、個別法の改正とか新設によって新たに付与された市町村の事務・権限の例を挙げております。

10ページをお開きいただきますと、地方行革の推進ということで、その中で先ほど申し上げたような委託であるとか、外部の指定管理者であるとか、そういった話。さらには、フロントヤード改革とか情報システムの標準化といったデジタル技術の活用というものを挙げております。

11ページ、12ページは、業務執行の一部を外部化する取組の例を挙げております。

13ページと14ページは、国が標準的な事務処理の在り方を定めている例を挙げております。

16ページは、都道府県単位で事務を処理することとしている例として、後期高齢者医療とか国保等の動きを書いております。

17ページは、都道府県が広域化の推進を担うことを明確化したという例でございます。消防、上水道の例を挙げております。

18ページは、全国単位で事務を処理することとしている例として、税共同機構、J-LIS、日本下水道事業団といった例を挙げております。

20ページをお開きいただければと思います。「デジタル技術の活用」ということで、32次と33次の地制調の答申を踏まえた動きを1つの年表として整理しております。フロントヤード分野、バックヤード分野、人材に関して、それぞれこういった形で進められてきたということが理解していただけるかと思っております。

21ページ、22ページは、共通基盤とか共通機能を地方公共団体等が共同で利用する例ということで、eL-QRは税とか公金の収納の話、コンビニ交付、介護の情報基盤、下水道の共通のプラットフォームの例を挙げております。

24ページでございます。これまでの広域連携の推進ということで、28次の地制調以降の大きな流れをまとめております。

25ページは、事務の共同処理。これは、制度的なもの、自治法上の共同処理の制度の活用状況です。少し増えておりますけれども、おおむね横ばいということでございます。

26ページが、共同処理する事務の状況ということで、平成22年と令和5年の差分を見ております。こういったものも参考になるのではないかと思います。

27ページは、都道府県の補完・支援の多様な取組ということで、先ほどまでに申し上げた共同処理の仕組み以外に様々な手法が取り入れられているということで、冒頭申し上げました包括発注とか病院の再編等の例を挙げています。

28ページには、都道府県の補完・支援の取組の分野と手法ということで、企画関係、産業振興の分野の取組が多いということも挙げております。

29ページは群マネで、国交省のほうで進められているものです。右上にあるように、多分野、複数自治体でマネジメントをしていくことが目指されているということであります。

30ページは、国や都道府県が事務を代行する例ということで、災害時、それ以外も含めて挙げております。

最後、「政策遂行プロセス」について、32ページです。デジタル行財政改革の動きの中で、右の赤囲みにありますように、協議会を設けて、その中で自治体と国の省庁とが一緒に議論をしながら、33ページにあるような共通化対象を選定してきたということでございます。

34ページは、分権提案を契機とした分野横断的な見直しの例でございます。

駆け足でございましたけれども、資料の説明は以上とさせていただきます。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、本日は初めての専門小委員会ですので、お集まりの委員の皆様から簡単な自己紹介をお願いいたします。あわせて、諮問事項に関する御所見や、先ほどの事務局からの説明に対する御意見あるいは御質問等について一言御発言をいただきたいと思っております。

時間に限りがございますので、大変恐縮ですけれども、一人3分程度でお願いしたいと思っております。ですから、基本的なところに絞っていただいて、例えば資料の細かい個々の部分に関する御質問等は、後でまた事務局に個別にお問い合わせをいただいて、次回までに対応する形にできればと思っております。

それでは、発言につきましては五十音順でお願いしたいと思っております。まず荒見委員からお願いします。

○荒見委員 名古屋大学の荒見と申します。

専門は政策学、行政学、地方自治で、福祉や教育、社会保障、ジェンダー等を中心に、個別領域の政策の実施過程の中で行政学的な課題を捉えていくような研究をしてまいりました。地方制度調査会には33次のときからの参加になります。勉強させていただければと思っておりますので、今回もどうぞよろしくお願いいたします。

3分ということで、多めに準備してきてしまったので、どうしたものかと思っております。

ころですが、絞れないなりに絞ってみたいと思います。

役割分担に関して、第一に、行政資源のサービスの偏在とか格差が深刻化する中で、関係性を見直しは不可避だと考えています。難しいと思うのは、前回の地制調の審議でも感じていたのですけれども、どうしてこういう問題が生じているのか、国が行ってきたもしくは自治体から発生したこれまでの政策で、何が成果を上げて、何を上げていないのか、掘り下げやエビデンスが十分でないまま解決策を考えていかなければいけない状態になっていることです。

これに関連して、本日の資料で、特に気になったのは、様々な取組が広く見られるようになっていて、と書いてあり、過去の取組から自然と見いだせるような書き方をこの中で、地方分権、NPM改革や、個人情報保護制度の見直し、マイナポータルなどいずれも意図を持って国が積極的に進めてきた政策と、他方、国保の都道府県や後期高齢者医療広域連合などは、既に先行して財政面等で支えきれずやむを得ず広域化して対応するという話など、色々な文脈が一緒になっています。

資料では、各プロセスにおける実施主体を調整するような取組が広く見られるとあるのですけれども、それは、国からいろいろな改革を進めていく中で、結果的に自治体側がこの政策はこの主体にやらせてとか、外部化してとか、そういう色々な調整をやらなければいけなくなって、非効率で疲弊しているということもあり得るのではないかと考えています。3ページ目の最後のほうの個別法の見直しにフィードバックしていくということについても、それはそうなのですけれども、そこで考えていかなければいけないのは、各府省の政策と、地方制度といった考え方だけではなくて、地方制度と各府省の政策との関係性やリソースの調整の在り方、制度官庁と事業官庁の関係性のありかたを考えるとということのかなと思います。

あわせて、日本の国と自治体の関係は、従来から融合型と言われていますが、今の仕組みでもりもりやれている自治体もあれば、疲弊してどうにもならない自治体も出てきます。どの政策分野においても各レベルの政府が関与する仕組みになっている現状だと、自治体側からすると、やるべきことはたくさんあり複雑な仕組みで手足を縛られたような状態になっていると感じている人たちもいると思います。政府間の役割分担を、一律に見直すべきなのかということが一つありますし、融合から分離形に寄せた国・自治体関係が可能なかどうかというところまで視野に入れて考えたほうがいいのではないかと考えています。

最後に、諮問事項の中で「住民」という言葉が全然出てこなかったということが気になります。持続可能な行政サービスも、大都市制度もそうですけれども、結局、全部住民のためであり、さらに住民の協力があってこそその行政ですので、住民の日々の暮らしという視点からこれらのテーマを考える必要があるにもかかわらず、諮問事項等や資料に「住民」が出てきていないところが気になりました。

関連して、9ページの福祉関連の業務を中心に、定型性が高い業務とそうではない業務

といった区分がありました。定型か定型ではないかというのは、少なくとも対人評価を含む政策領域については、相手方の状況で、ある部分は定型なのですけれども、でも定型ではないといいますか、私たちが学生を評価する場合でも、定型の部分で見ている分と個別に見ている部分が一つの作業のなかにどうしても混在すると思うので、そこは外形からはなかなか判断が難しいのではないかなと思います。

それから、デジタルで効率化できるみたいな話についても、古いシステムが残っている中で新しいシステムがどんどん入り、対面業務、画面を通じた業務、自動化された業務が混在することで生じるデジタルレイヤリングの問題やその対応作業でよりプロセスが複雑になる業務やそういう細かい個別の業務の難しさみたいなものがあり、個別政策分野を所管する省庁も見えていない部分でもあると思います。単純に定型や非定型業務で、定型業務は効率化・集約化が可能と考え、役割分担で都道府県が補完するというような判断はせず、丁寧に捉えたほうがいいのではないかなと思いました。

まとまっていないのですけれども、以上です。よろしく申し上げます。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、伊藤委員、お願いします。

○伊藤委員 東京都立大学の伊藤と申します。

専門は行政学です。地方制度調査会には第30次から関わっておりまして、多分一番長いのかなと思っております。

まず、国・都道府県・市町村の役割分担の在り方についてですが、私は市川会長が議長を務める地方分権改革有識者会議のほうにも参加しておりまして、提案募集方式にも関わっています。その際、現状、人口減少が進んで資源が制約されていく中で、特に小規模の町村などは事務の遂行自体が非常に厳しい状況になってきている。もちろんその中には国から義務づけられているものもたくさんあるわけですけれども、やはり事務の総量自体を見直していく必要がこれからは出てくるのではないかなと思います。

役割分担の中で、例えば小規模な市町村では担えないような事務については広域化する、あるいは国と協調しながら遂行していくという考え方はもちろん基本的にはあると思いますけれども、その前段階として、人口減少が進んでいく中で、あるいは担い手がどんどん不足していく中で、本当に今までどおりの事務の遂行ができるのかどうか。これは追求していくと、実は行政サービスの水準を今までどおり維持できるかどうかという、住民にとっても非常にクリティカルな問題も引き起こすわけですけれども、その点も踏まえて国と都道府県・市町村の役割分担の在り方を考えていく必要があるのではないかなと考えております。

その際に、デジタルの活用ができれば当然デジタルを使う。あるいは、連携という手法で、何か新しい柔軟な取組ができるのであれば、それも使っていくことが求められるので、今次の調査会ではそうした視点を重視しながら議論を進めていく必要があると思っております。

もう一つは、3ページの最後の○のところで、先ほど荒見委員もおっしゃいましたけれども、地方制度調査会は基本的に地方制度を検討する、場合によっては地方自治法の改正につなげていくことを主な任務としておりますけれども、個別の行政分野での取組というのも同時に考えていかなければいけないということが出てきていると思います。

ですので、群マネの話がありまして、私もちょっと関わっておりますけれども、各府省で進めている政策、あるいはその方向性と、こちらの地方制度として横串で議論する部分とを常に連携させるような意識を持って、場合によっては府省から色々情報提供を受けながら検討していくことが必要ではないかと思えます。

ちょっと抽象的ですが、初回ということでお許しください。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、岩崎委員、お願いします。

○岩崎委員 早稲田大学で政府・自治体研究所教授の岩崎尚子と申します。

私は第33次から地方制度調査会に参加させていただいております。専門は行政のデジタル化や国際情報通信政策で、主に世界のデジタル政府の進捗状況を20年程分析してまいりました。そのほか、デジタル行政に必要な不可欠な人材育成やCIOコアコンピタンス、また、今回のテーマでもございますけれども、日本の人口減少や高齢化時代に必要な行政のデジタル化の在り方に関する研究をしております。

先ほど申し上げた世界のデジタル政府ランキングを経年比較すると、諸外国でも近年高齢化への関心が高まっており、人口動態の変化に合わせたデジタル化に関して先進国だけでなくこれから高齢化問題を抱える新興国やASEANの国々でも深刻な課題になってきていますので、日本のこうしたデジタル行政モデルがこうした国々に対しても何らかの指針になることを期待しながら研究をしているところでございます。

第33次から1年程経ち、その間J-LIS（地方公共団体情報システム機構）やAPPLIC（一般財団法人全国地域情報化推進協会）など関係してまいりましたけれども、地方の関連課題がいよいよ深刻になってきていることと、一方でデジタル化に関しては、マイナンバーカードの普及が1億枚を超えたり、使用率も増えてきていますので、そういったところの利活用も進めながら、より行政サービスの効率化・高度化と地方制度の在り方というところの議論を私なりに進めてまいりたいと思っております。

より一層、行政手続きも具体的な実装と義務化のフェーズに直面していくと思えますので、今回のテーマに合わせて私も一緒に研究を進めてまいりたいと思えます。

簡単ですが、以上とさせていただきます。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、大橋委員、お願いします。

○大橋委員 上智大学の橋でございませう。

専攻は行政法でございます。私は、山本委員長と一緒にでございますけれども、32次の地方

制度調査会から参加させていただいております。私も行政法を専攻としてまいりましたけれども、それまでは格別地方自治に詳しいというような立ち位置ではなかったと思っておりますが、こちらに参加させていただくようになって、先生方の議論を伺いながら、一生懸命勉強してきたということがございます。今回も、できる限りしっかり勉強をして、少しでも議論に貢献できるようにと考えておりますので、よろしく申し上げます。

私、こちらの地方制度調査会と併せて、先ほどの伊藤委員と同じなのですけれども、市川会長のもとで地方分権改革有識者会議、さらにそちらの中の提案募集専門部会のほうにも参加させていただいております。

ここ数年の提案募集の検討の中で感じたのは、第一次分権改革の際の権限分配の在り方について、その後の社会情勢の変化などがあって、色々とひずみが出始めていて、そのひずみに関わる自治体からの提案が出てきている。1999年から四半世紀ぐらいたっているわけですが、社会情勢の変化の中で、一定の見直しがやはり要求されているのではないかということは実感してまいりました。今回の諮問事項について、事務局の問題意識などもその辺がおりなのかなと推察しております。

こちらの資料を見ると、そういった社会経済情勢の変化に対応して自治体側が実務先行型で色々と調整を重ねてきている。それについて、今回、地方制度調査会で求められているのは、そういった実務先行型の取組を理論的に整理しつつ、基本となる地方制度でどのように受け止めることができるか、そのようなことを考えるというのが求められているのかなと考えております。

今の日本では、少子高齢化や自然災害の激甚化とか、本当に喫緊の課題がたくさんあるわけですが、そういった中で地方制度のあり方について考えるに当たっては、地方自治に関する基本理念は必ず踏まえる必要があるのではないかと。目前の対応に迫られて基本理念を忘れるようなことはしてはいけないのではないかと。自分としても、各テーマについて考えるときには、目前の対応をする際に当たって目先の必要に踊らされないように気をつけなければいけないと考えているところでございます。

さて、こちらの資料の1ページから3ページまでがまずは一番のポイントがまとめられているところかと思われましたので、今日は大きな話ということなので、ここの部分を拝見した際に感じた点を2点だけコメントしたいと思います。

1ページ目から2ページ目にかけて、3点、一番右側に枠囲みで考え方が示されています。そのうちの最初の2つ、各プロセスにおける実施主体を調整という話と、簡潔で弾力的な連携の手法、これらはもう本当に必要になっている話だと思いますが、一方で、こういった取組を進めていくと、その仕事に関わる説明責任の帰属がどこなのかということがよく分からなくなってくるのではないかと懸念があるように思います。この説明責任の帰属などについてもしっかりと認識しながら、今後議論をしていきたいと思っております。

それから、1ページ目の真ん中の枠の2ポツのところ、これもたしかにおっしゃるとおりではあるのですけれども、ただ、何も前提知識がない中で「国による標準的な事務処理

のあり方や基準の設定が拡大」と書いてあるのを見ると、ぎょっとする方もいる気がします。分権改革有識者会議の提案募集の中でも、自治体の側からは参酌基準化とか、基準の緩和は常に求められてまいりました。そのような傾向がみられる領域として、今回資料に例として挙げられているのは個人情報保護制度の見直しと自治体情報システムの標準化ですが、これらは領域的に、特にそういった対応が求められるところかと思えます。したがって、個別領域ごとに丁寧に考えていくことは必要なかと考えているところでございます。

以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、大屋委員、お願いします。

○大屋委員 慶應義塾の大屋でございます。

私は本来の専門は法哲学でございまして、特に情報技術の発展が法や政治のシステムにいかに関与するかということを中心に日本にインターネットが生まれたぐらいから研究している者でございます。ただ、縁がございまして、広域連携とか地方議会制度を中心に地方自治の議論に関与させていただいてございまして、地方制度調査会にも第32次以来参加しているということになります。

今回のテーマの関連で申しますと、権限が配分されているときに、それが本質的にそこに属すべきものであるのか、技術上の制約によるものなのかということとは区別して議論していく必要があるということを感じております。

一例を挙げますと、住民基本台帳は自治体が誰にサービスを提供するかの基盤になるものですから、本質的にローカルなデータベースである。これに対し、戸籍は日本国政府が国民とは誰でどのような関係にあるかということ把握するためのデータベースですから、本来はナショナルなものである。ところが、それが市町村によって管理されている。なぜかという、これは自明なことですが、制度が発足したときにそれを管理するためのデバイスが紙しかなかったからであって、遠隔地にある紙の帳簿を参照する技術がなかったため、市町村が管理しているということです。だから、これは便宜的に置かれた権限にすぎないはずであるところ、デジタル化した際にそれをいわば安易に継承してしまったために、権限の本質と異なるところに事務が配分されていることになっているわけで、こういったものは技術水準の変化を前提として見直していく。それが場合によっては自治体から政府への権限の吸い上げに見えるとしても、それは本来あるべき物があるべきところに戻すだけなのだと考えていくことが必要であろうかと思っております。

このような技術的制約のもう一つ重要なポイントとしては、地方自治体の実情もあるところでございます。古い話になりますが、地方分権改革をやったときに想定されていたのは全国で1,000自治体ぐらいということで、割り当てられた権限を消化できるだけの強力な自治体というものが想定されていた。しかし、平成の大合併の中でもそれに取り残された自治体はやはり存在しているわけです。もう一つは、それぞれの自治体の中で少子高齢

化によって人材不足が露呈しているところもある。そのような状況を基にもう一度考え直してみることも必要かと考えております。

本日はこのぐらいにしたいと思います。ありがとうございました。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、辻委員、お願いします。

○辻委員 一橋大学の辻でございます。

私の専門は行政学と地方自治論です。昔、30次と31次のときに委員をやっていたのですが、久しく御無沙汰してしまっていて、今日は新人のようにどきどきの状態でおりまして、この3月に一旦退職なのですが、この年にしてこの緊張感を味わえる幸せをかみしめております。

今日いただいた資料も見ながら、初回総会の議論も思いましたが、今テーマになっている国・都道府県・市町村の役割分担ということに関して言いますと、結局、大きな要因は人口減少、職員不足、デジタル化、こういうような要因があり、その一方で、今つくられている色々な各法が基本的にはアナログ時代で、なおかつアウトソーシングもあまり想定していなかった時代に出てきたものをこの際シンプルに見直していくことが求められているのではないかと考えています。

初回総会のときに知事会長か誰かが責任と権限の一体化というような言い方をしていましたが、私なりの言い方をしますと、昔で言うと整備していく主体、今で言いますと、更新しながら運営していく主体と、責任・権限を持っている主体がシンプルに一致する。これが事務を改善し、さらに効果的に事務を運営していくに当たっての大きなポイントで、今回はそれを各業務を見ながら、しかし、全体としては総合主体としての自治体が効果を発揮できるように議論をしていくというところに一番のポイントがあるのではないかと考えております。

冒頭いただいた資料の中で、私が2点だけ是非注目してほしいところを言いますと、1ページ目の「社会経済情勢の変化に対応して進められた取組」の中で、今までやってきたものの中で統一的な事務処理をするために、「地方共同法人等により全国単位で広域化」というのがあります。これは、見方によっては、何か国が外郭団体をつくって、それでやれば済むのではないかと、国がやれば済むのではないかと考えられるかもしれませんが、自治体が直接共同法人をつくって運営するのと国の機関がやるのでは大変差があります。それは、先ほど言ったように、実際の実務に携わる職員が自ら設計しながら運営していくのとそうでないのでは効果の違いがあると思っています。

そういう意味では、今後、よりシンプルで、自治体の主体性が生かせる仕組みをつくっていくということに対しては、地方共同法人等を活用していくというのが有効な方法ではないかと考えております。

もう一つ、今日の中で、より簡素で弾力的な連携手法という問題提起がありました。私が以前地制調の委員だったときに比べて広域化で一番進んだのは、民間ベースでの広域化

だと思っています。それは、まさにクラウド化して民間の会社のレベルで一体的にやっていくという話もありますが、水道のように民間の比較的地元の力の強い団体が違う市町村を請け負って、事実上その中で一体化していくというのも増えてきています。

このような民間レベルでの共同化に対して、自治体レベルでどういう共同化をすべきなのか、どれが一番いいのかということシンプルに考えていくことは非常に重要で、いざといったときの住民の権利を守るということから考えても、より現代に対応できた共同の在り方です。

最後の3ページのところに、まさに「行政主体を通じたプロセスの最適化」で、国も含めた協働した立案・実施の仕組みが出ていていると思います。私自身も自治体で関わっていると、県と市町村については県が主体で、ある程度頑張れるところもあります。しかし、国の法律が絡むもの、各法のしぼりが絡むものについては、国全体でそれを改善していく仕組みを考えていただいて、現場の総意が生かしやすい事務体制をつくっていくことが重要であると考えております。どうかよろしくお願いいたします。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、土山委員、お願いします。

○土山委員 法政大学の土山希美枝でございます。

33次から参加させていただいております。専門は公共政策、地方自治、政治学という順で自称しております、政策という幅が広くございますので、色々ところで色々なことをやっています。

また、私は、法政大学におりますけれども、出身は北海道の旧産炭地の過疎の地域でございます、33次の地方制度調査会に入る直前までおりました前任校は京都の龍谷大学のころも、近畿でも比較的人口の小さい規模の自治体とのお付き合いが研究者のキャリアの中でも多くさせていただいておりました。そうしたところから、私なりに思うことをお話しさせていただき、また皆様の御意見から勉強させていただきたいなと思っております。34次地方制度調査会でもどうぞよろしくお願いいたします。

さて、資料ですけれども、細かなところはいずれということで、3ページの「国・都道府県・市町村の役割分担のあり方に関する検討の方向性」というところで色々お問いかけをいただいていると思うのですけれども、私はどうしてこういう問いが出てくるのか分からないのです。

最初に、1ページ、2ページ目で、3つに分けて、真ん中のところではここ20年ぐらゐの取組をまとめられましたと、どう評価するかと書かれています。確かにそうで、どの取組も色々な議論をへながら展開されてきたものがこんなにぎゅっとまとめられて、すごい資料だなと思いつつ見ているのですけれども、それがここに書かれているような「行政主体を通じたプロセスの最適化」ということなのか、「簡素で弾力的な連携方法」ということなのか、「国・地方が協働した政策立案・実施」ということだとしてこういうふうにごっくりと一括にくくれるのかどうかというと、なかなか難しいのではないかと考えて

いて。それぞれの取組がそれぞれの文脈や問題意識の中で展開されてきたことではないかなと思いつつ見えています。

そうすると、3ページ目の○の2つ目に、「これらの傾向をより加速させる必要がある場合には、国・都道府県・市町村の役割分担のあり方に関する新たな考え方として定式化する必要があるのではないかと書かれているのですけれども、加速化しなければいけないのかなと疑問に思うわけですね。

それぞれの事案がそれぞれの状況や背景に応じてやってこられた。そうした変化は、1,700の自治体がそれぞれの個別事情がある中で関わられることだったので、それは当然に、デモクラシーで熟議には時間がかかるように、必要な時間がかかってきたのだろうと思いますし、どれが加速させる必要、あるいは、「加速させる必要があるかどうか」というなら遅いものがあったのではないかとということなのかなと思うのですけれども、そういうふうには私自身は思っていない。必要な検討を必要に応じてやってきて、なお、そのやったことがどういう意味を持ったかということの評価が定まっていないものも入っているということで、評価をするのも難しいし、かつ、「加速させる必要がある場合には」という仮定があるのですけれども、「加速させる必要がある場合には」という仮定がなぜあるのか私は分からないわけです。

なので、色々な取組をしてきたことはもちろん分かっているけど、その取りまとめがこういう取りまとめでいいかどうかということについては、それぞれ見てみなければ言えないこともあるし、それぞれ違う文脈で違う時間のかかり方をしてきたと。それが遅かったかと言われると、私自身は遅かったと思っていないので、そうすると、「加速させる必要がある場合には」という御質問が出てくる趣旨がよく分からない。

さらに、加速させるかどうかという問題だとすると、考え方を変える必要はないわけですね。速度の問題ですから。速度の問題だとしたら、それに続く「新たな考え方として定式化する必要がある」という問いも分からないのですね。

むしろ、どうして「これらの項目をより加速させる必要がある場合には、新たな考え方として定式化する必要があるのではないかと」という問いを出されているのかということをお伺いしてみたいと思うのですね。

もし速度の問題があると思っておられるのであれば、どうしてそう思っておられるのか、これらを出されている例の中に、もっとこうだったらスムーズに速く進んだのではないかと思っておられることがあるのではないかと。速度の問題だったら、考え方を変える必要はないのではないかと。ましてや、2000年分権改革の在り方は当然堅持するというのであれば、新たな考え方として定式化する必要があるのではないですかと問いが出てくることも分からないので、新たな考え方ということに対して、「こういう考え方があったらいいのにな」というものがあるのであればお伺いしたいなと思っています。

そうしますと、○の3つ目の、「役割分担の新たな考え方を各行政分野に広げていく必要があるのではないかと」ということについても、1ページ目、2ページ目に出てくる例の

ように、事務の簡素化を進めていく必要はもちろんあるとは思いますが、それはそれぞれの個別法に基づいて、それぞれの状況を見ながら、1,700のステークホルダーとやり取りをしながら、1,700のステークホルダーの後ろには、そもそもサービスの受益者であり、サービスをしてほしいということを信託しているはずの住民がいるはずですから、その議論が必要になっていくと思うのです。そうした各行政分野の個別の状況に応じながら粛々とできるものややっていくことが必要なものであって、それは要するに今までどおりということではないかなと思っていますということなのです。

ただ、事務の負担を減らすというのは非常に大事なことで、事務の負担に関しても、自分の別案はあるのですが、自分の発想はここでは披瀝しないで、事務の負担を減らすという文脈で言います。事務の負担を減らすというのは必要ですが、今、自治体がどんな事務のところで苦しんでいるのかというと、よく言われるのは計画インフレとか計画疲れ、色々な施策が出てきて、それに伴って、国が色々な施策を打つと自治体が行政計画をつくらなければいけない。たくさん出てきて大変だということがあったり、先ほど既にほかの委員の方も御指摘がありましたけれども、国が設定する基準がきつくて、なかなかそれが大変で、要するに国の関与を減らすことが自治体の事務負担を軽減するという余地も十分にあるわけですね。

また、事務の改廃を進めていくということであれば、先ほど福祉のことについても指摘がありましたけれども、事務の改廃を進めていくとなると、その事務にとって影響を受けるのは住民ですから、ある地域では減らせるけれども、この地域では減らせないという事務もあると思います。そうすると、この事務を自治体が減らすかどうかということは、自治体で議会と住民とともに減らしていくことになるわけですね。

そうすると、まさに2000年分権改革が言っていた、ボトムアップや地域の自己決定に即した事務の改廃が必要になるわけです。そうすると、こういうことを標準化しましょうというふうに号令をかけたり、標準化した基準を設定するというのとは違うアプローチの事務の減らし方があるのではないかなと思います。

また、事務負担の軽減というところで言うと、基礎自治体でできなくなったものを例えば都道府県に返すとか国に返すといっても、そうすると、国や都道府県はその事務を受けられるのかといえば、都道府県も国も人が足りないという状況になると思います。

そういうところの中で、私から見たときには事務負担を減らすというのはやはりボトムアップになりますし、国の関与を減らすということが大事なことになってきます。そうすると、理念だけではなく、必要性としても2000年の分権改革の前提で進めていくということではないかなと思っています。

ということで、検討の方向性の○が3つある中で、どうしてこういう問いが出るのかなということ。とりわけ、2個目については、こういう問いを問いかけている側の問題意識や状況を聞きたいかなと思っていますということでございます。

ありがとうございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、林委員、お願いします。

○林委員 東京大学の林と申します。

憲法を専攻しております。地方自治は必ずしも専門ではないのですが、数年に一度、原稿の依頼があれば勉強して書いているという感じでございます。地方制度調査会は、遠い昔、第30次のときに参加していたようなかすかな記憶がございます。久しぶりにここに参ったということで、勉強させていただければと思います。よろしく願いいたします。

一言何か言わなければいけないということなのですが、憲法というのは、よく言えば骨太な、悪く言えば大ざっぱな議論が得意という領域になりますので、技術的な細かい議論はそれほど得意ではないので、大ざっぱなことを一言だけ述べさせていただければと思います。

地方自治と言った場合に我々がイメージするものは、オートノミーといいますか、自分たちのことを自分たちで決める。そのような政治的な単位は、住民になるべく近接した単位であるのが望ましい。ですから、小さな、住民に近い単位で、自分たちのことを自分で決めるというのが、私たちが自治と言った場合にイメージする古典的な像ではないかと思うのです。この資料を拝見しながら近年どういう方向に進んでいるのかというお話を伺っていますと、まさにこのイメージが今日はもはや自明でなくなりつつあるという話なのかなという感じております。

すなわち、一方において過疎化が進行していき、他方において都市への集中が起きる。そうしたことになる、まず過疎化が進んでいく地方では自分たちのことを自分たちだけで決めることがもはやできなくなる。すなわち、事務処理においては複数の自治体が広域連携をしたり、国・都道府県・市町村という複数の異なる層がお互いに権限なり事務が絡み合う形で協働する必要が出てくることになる。

そうすると、ここでは自治の要請というものが一体どういう形で生きてくるのか。すなわち、自分たち単独では決められないけれども、協力体制を組む際にそれぞれの自治体の自己決定がどういう形で意味を持つてくるのかといったことがおそらく問題になってくるのかなと一方では思われます。

他方において大都市への集中が起きるとなると、これは大都市だけで大都市制度のような形で大きな権限を与えて、自分たちのことを自分たちで決めることはできるようになるけれども、それは人口が大きい大きな単位であって、住民に近接したものというよりは、むしろ大都市特有のポピュリズム現象が登場するような舞台にもなり得たり、そういった問題が出てくる。

このような複数の層が絡み合ったり、複数の自治体が協働したり、あるいは大都市と地方という形で、もはや地方自治というものが均質な自治体によって成り立っているというふうなイメージが成り立たなくなる中で、憲法からどう考えたらいいのかというのがここ

に参加する上での自分にとっての課題というか宿題かなと思っています。

すなわち、一方においては、そういう近年の発展を受け入れる形で、憲法上、地方自治を考える際の従来のイメージをどういう形で修正しなければいけないのかというのが憲法学をやっている者としては考えなければいけない問題になってくると思いますし、憲法原理に遡ることで、直ちにこれは憲法違反だという事例はそんなに多くはないと思うのですが、地方自治の本旨のような理念に立ち返ったときに、このような新しい自治の傾向に対して、何らかの指針なり、規範的な要請というものが導かれるのかどうか、どこで憲法上の観点というものが意味を持ってくるのかということを考えながら、皆さんの議論に参加させていただければと思っております。よろしく願いいたします。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、牧原委員、お願いします。

○牧原委員 東京大学の牧原です。

今回の34次地方制度調査会のテーマは、2017年に始まった自治体戦略2040構想研究会に参加して以来かと思っております。あのときには「スマート自治体」という言葉を使っており、むしろ市町村合併の影響で広域連携が非常に大きなテーマだったのですが、やはりそれ以上にスマート自治体、デジタル化が重要ではないかという議論を研究会の場でした記憶がありますが、今や、この資料を見ても、デジタル化が広域連携より先に来る。それが自然な並びになってきたというところに、大きな変化があったのかなと思う次第です。

今回、プロセスという概念がどうやら出てきているようですけれども、これは私の専門である行政学ではハーバート・サイモンの言うプログラムという概念にほぼ近いと思います。サイモンは1950年代から、プログラムの束としての組織というものを観念したわけですが、どうやらここではプロセスの束としての国・地方の行政システムを考えようとしているかのようにも見えるわけですが、それはデジタル化になじむ反面、おそらくドグマティックや制度理念から見てどうなのか、非常に緻密な検証が必要で、ここでそれを議論することになるのかなど。行政学者としては、何となくシステム化をより進めたいという気持ちもありますけれども、それだけでよいのか、既に色々な強い御懸念が出てくるということかと思っております。

ただ、2040構想研究会のときに、実は2040年に自治体の若年人口が現在の半分になることを考えると職員の採用が難しくなって、半数の職員で業務を回せるようにということでデジタル化ということを考えました。もちろんすぐに職員が半数にはなりませんけれども、採用が難しいという事態が既に専門職員だけではなくて一般職員でももう起こり始めるのだらうと思うのですね。

つまり、人口減が加速度的に進むことが想定されていますので、ただ、それが現実かどうかという影響を与えているかが非常に見えにくいし、おそらく数年で状況は変わっていくと思うので、絶えずこちらも状況を頭に入れ直していかないと、常にキャッチアップしてい

かないとうまくいかないのかなと思います。

私自身の研究でも、地区レベルで防災計画を立てる地区防災計画制度というのをどういうふうに行っているかということ調べたのですが、自治体の中で非常にいい防災計画をつくることで案外高齢化率が高かったりするんですね。高齢化率が高いから防災が駄目だということはないというのはその段階で分かるのですが、おそらく10年たつとそうはいかなくなってくると思います。ここ2年間の間で相当色々な変化があると思いますので、是非それを絶えずキャッチアップしながら議論できればと思っております。よろしくお願いたします。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、ウェブ参加の松永委員、お願いします。

○松永委員 大阪公立大学の松永と申します。

今回初めて地方制度調査会に参加させていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

専門は地域経済で、特に人口減少地域の中の新たなフロンティアや再生の動きなどに注目しております。地方自治については専門ではございませんので、調査会に参加させていただくということも心もとないのですが、皆様の議論に学びながら、現場の行政経営に携わっておられる方々に資する議論を展開できればと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

このたびの諮問、本日の資料に関しまして、素朴な疑問ですが、簡単に意見として述べさせていただきたいと思っております。

人口減少が急速に進んでいる中で、特に小さな町村等をはじめ自治体の中で担い手不足が深刻化している。そうした地域の特性や規模に応じて、持続可能な形、最適な形で行政サービスを提供していく現場の工夫もこの間行われてきたと、先ほどの御説明でも受け止めました。

実際、各主体、自治体間の連携や都道府県が市町村を補完するといった役割分担が連携・補完という形でされているところですが、実際に分野ごとで非常に進んでいるところ、あるいは、例えば問題になっている土木や水道などのインフラ整備をはじめ、ハード面での技術者不足の問題、あるいは、先ほどお話に出ていました介護保険制度や介護に関する部門、そうした分野ごとにそれぞれ丁寧に見ていく中で連携の形、そこで現場ではどういうことが制度的に問題になっているのか、何がボトルネックになっているのかということの詳細に拾っていくことが求められているのではないかと思います。

先ほど植田行政課長からのお話にありましたように、現場では様々に連携されているところですが、今後、「調整」という言葉が一つのキーワードになってくるというふうな印象として受け止めました。

調整ということが制度的な改正で補うことができるようなものなのか、あるいは根本的に人口減少で人手不足ですから、社会情勢、経済情勢の在り方とかなりリンクしていると

ころですので、そうした条件面での不利というところから出てきている問題なのかということをご丁寧に分けながら、制度的にバックアップできる場所はどうかという議論をできればと思っております。

いずれにせよ、抽象的な制度論だけではなくて、現場でどのような分野ごとの連携が進められてきているのかという実際の取組もこの調査会で見聞きさせていただければ大変ありがたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、ウェブ参加の御手洗委員、お願いします。

○御手洗委員 気仙沼ニッティングという会社を運営いたしております御手洗瑞子と申します。よろしくお願いいたします。

本日、リアルで参加させていただく予定だったのですが、ちょっと風邪をひいてしまって咳が出るものですから、オンラインにて失礼いたします。

私は、東日本大震災後に宮城県の気仙沼市で会社を創業しております、今日に至るまで経営しております。一市民として気仙沼市で生活をし、子育てなどもしております。一方で、私自身が東京の出身であること、また、家族の都合もあって、今は東京と気仙沼の2拠点を行き来して生活しております。そのようなバックグラウンドでございまして、事業者として、または個人として、市町村、都道府県と関わることがございます。また、国の委員なども色々と務めさせていただいているので、市町村、都道府県、国、それぞれのレイヤーと関わらせていただく機会がございます。法律の専門家ではございませんので、法律論からというよりは、あくまで現場の実務レベルで、直接現場を見ている中で観察されること、聞き及ぶことを基に考えて、一緒に議論させていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

本日の資料でも役割分担について書いていただいておりますが、私としては事務局の問題意識には非常にうなずくところが大きいです。現状見えていることの中で最も懸念しているのは、基礎自治体である市町村の人材確保の難しさです。急速に人口減少が進む中で、中小規模の自治体では人材の確保は非常に難易度が上がっています。一般職員の方ももちろんですけれども、特に専門職の確保は非常に困難になっていると理解しております。

専門職というのは、例えば、下水道や道路などインフラに係る技術職の皆さん、市立病院の看護師の方。医師は県から派遣されることがあっても、看護師の方などが市町村の人事権のことが多くあるかと思えます。さらに、私が少子化と併せて負のスパイラルになってしまっているなど観察していると思うのは、保育士の方々の確保が難しくなっていると認識しております。

一方で、都道府県はまた少し事情が異なるのかなと感じております。都道府県の中でも県立高校の運営とかインフラの管理など、現場のある業務はまた状況が異なるのかもしれませんが、今日私はこのような発言をすると非常にハレーションを生んでしまうかもしれませんが、あくまで主観では、複数の都道府県において私がやり取りさせていただ

く機会の多い経済とか商業関係の部署などでは、大変失礼ながら、業務に効率化の余地が大きくあるのではないかと実務の中で感じられることが多くあります。国や市町村よりも多くあるという意味でございます。

例えば、地制調の出欠はメールで取っているかと思えますけれども、都道府県の会議などでは、出欠は紙ベースで、返信用封筒と一緒に出席か欠席かに丸をつける紙が送られてきて、その返信用封筒に切手を貼るのを忘れましたということで、もうワンセット送られてくるといったことがありました。また、助成金などの履行調査では、資料はPDFなのでメールで提出していても、プリントアウトした同じものを確認するために片道2時間も3時間もかけて対象となる企業を回られていることがありました。それは郵送で代替できるのではないかと、PDFで済むのではないかと、面談もオンラインで済むのではないかと、片道2時間、3時間もかけて県内企業を回られる。このように、これはもう少しどうにかなるのではないかと感じることも多くあります。基礎自治体で同じことをやっていたら、地域の住民や地域事業者からどなり込まれてしまうところ、県としてはワンクッションあって事情が違うのかなと失礼ながら思うところでもあります。

今後の方向性について、まず住民主体で考えていくべきだと私は思っているのですが、住民主体で考えたときに行政サービスが持続可能になるように必要な取組をしていくべきと考えます。

その取組については、まず権限と実務は分けて考える。実務については、事務と専門職を分けて考える必要があるかと思えます。事務と専門の業務に分けて考えたときに、事務についてはある程度デジタル化による効率化の余地が大きいと考えます。住民に近い市町村が個別にやったほうが効率的であったり住民の実態により即す内容になる事務と、都道府県で一括処理したほうがいい事務は整理して、その上でDX・AXによって最適化していくことができるかと思えます。

一方で、現場のある専門職については、事務よりはDX・AXによる効率化が進みにくかろうと思えます。サービス維持のためには、専門人材のシェアというような方向性も必要ではなかろうかと思えます。

例えば、小学校は運営権が市町村にありつつ、人事権は都道府県かと思えますけれども、保育所については人事権も市町村にあって、保育士の採用は市町村単位です。そうすると、どうしても少子化が見込まれる中で保育士の採用も少なめにしてしまっていて、採用する人は会計年度任用職員が中心となり、募集が集まりにくく、保育士が少ないから子供も少なくなる、縮小均衡になりがちです。県が人事権を持ったほうが人材の融通のバッファを持つことができ、もう少し効率的な運用になるのではないかと。そういった現場実務が多いもののほうがより専門人材のシェアという方向性で考えるのが現実的なのかなと考えております。

長くなりまして申し訳ございません。以上になります。よろしく申し上げます。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、安田委員、お願いします。

○安田委員 現在、自治体国際化協会というところに勤めております安田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

元役人でございますが、行政課長、行政局長を務めさせていただきました。この中の皆様方にも現役時代大変お世話になりました。ありがとうございます。ただ、役人を辞めてから7年ほどになるのですけれども、その間あまり地方行政制度に携わってきておりませんので、早めにキャッチアップしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

私は、行政課長に着任する前は選挙のほうをやることが多くて、あまり地方分権と関わってなかったのが正直なところでございます。行政課長でいきましたら、行政課のテーマは本当に分権ばかりなのです。分権を主張しないと役人としてどうかという感じがありまして、唯一の価値判断基準が分権的な政策であるかどうかということではなかったのかなと思っております。例えば、各省からの法令協議があると、義務づけ、枠づけのメルクマールに該当するかどうか、これでほぼ判断するということがありまして、私はよそからの人間ですから、それでいいのかなと思っていたことがございます。

今回の事務局からの問題提起でございますが、そういうことで分権改革を進めてきたわけでございますけれども、一方で仕事が複雑化してきております。事務量も増えております。先ほどからお話も出ておりますけれども、毎国会で新しい法律が出て、これは内容的にももちろんみんなが賛成するものなのですけれども、実施するのはほとんど地方団体でございます。非常に事務量が増える。

一方で、これも先ほど来2040の話などが出ておりますけれども、職員の採用が困難になってきている。特に技術職員が本当に不足している。都道府県が採用するような仕組みをつくったのですけれども、なかなか確保できない。私どもの財団も地方公共団体から出向職員を受け入れて成り立っている職場ですけれども、なかなか来てくれなくなってきている。こんな状況があるわけでございます。

こうすることで、体制の維持・強化が困難になる中においては、国・都道府県・市町村を通じてどういうやり方が行政の進め方として最も適当なのかというアプローチを取らざるを得ない状況になってきているのは間違いないことだろうと思っております。それを事務局からの提起では、プロセスの最適化、簡素で弾力的な連携手法ということで書いてあるのかなと思った次第でございます。

これも先ほど来議論になっている役割分担の新たな考え方として、定式化ということが出てきておりますが、私も意味しているところがよく分からなかったのですけれども、私の大昔の行政課長時代の経験からして、分権改革というのだけが絶対的な概念だったので、それをどうやって修正するかを考えているのかなとふと思ったのですが、全然違うかもしれません。確かに、こういう時代において少し軌道修正することがあるのであれば、何らかの理念的なバックアップが必要なのかなと思っております。

ただ、私も最後のほうで分権改革に携わらせていただいたということで、改正後の地方自治法の規定、分権改革の考え方、理念はもちろん大切にしていかなければいけないと思っております。

大切にすべきことは何かということでございます。私は現役時代に講演をさせていただくことが結構ありまして、地方分権の成果は何かということが問われることがあったのですけれども、個別の機関委任事務の廃止、権限移譲、義務づけ枠づけの見直しということをお話することは当然なのですが、まとめといたしまして本当に当時感じていたこととございますけれども、地方自治体が地域の主体としての意識を強めてきている。これがトータルとして一番大きなことだったのではないかというふうにお話をしておりました。これは今後ともずっと大事にしていかなければならないことだと私は思っております。

そのために、具体的な話としましては、検討の方向性の3つ目のポツにもありますけれども、色々なこれからの制度を立案する、それを具体的に地方自治体に適用する場合に、地方自治体の意思を尊重する、意見を聴く、こういうプロセスをどの程度どう組み込むか、これを真剣に議論することが必要ではないかと思った次第でございます。

雑駁な感想で恐縮でございますが、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、ウェブ参加の横田委員、お願いします。

○横田委員 コラボラボの横田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私は10年ほど前、先ほど来出ている自治体戦略2040構想研究会に参加して以来、地方自治の議論に加わらせていただいております。32次、33次と今回参加させていただいております。自身の本業は女性経営者の支援をしております。地方制度は全く門外漢ではあるものの、御手洗さんをはじめ色々な経営者が各地で活躍しておりますので、地域の方々の様子なども把握していると考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

今回の議論について。32次、33次と人材不足とかデジタルDX化の話がなされてきましたが、私は直近のAIの進展が想定以上に加速している中で事務の在り方はかなり大きく変化するであろうと考えております。これから2年議論してく中だけでもかなり発展をしていくのではないかと思いますので、その点も踏まえた議論も是非したいと考えています。。

というのもAIの実力を実感しているから。実は、私自身、クライアントと提供するサービスの中で新たなサービス設計をしていて、議論がなかなか進まなくて、しょうがない、自分でAIを活用しプロトタイプをつくってしまおうと先週から始めたのですよね。思想設計をするのには相当磨くのに時間をかけたのですけれども、それをAIに読み込ませたらノーコードですぐプロトタイプが出てきてしまって、大変驚いたのが今週の月曜日という感じです。先々のシミュレーション、これまで皆さんが困っていた未来予測を出すのもかなり簡単にできるようになってきますし、そういった面で人の役割、特に事務部門の役割は大きく変化するのだろうなと思っています。

その中で、DXも、AIをうまく活用しようと思うと、データの在り方がすごく重要になってきます。32次、33次で標準化というところを進めたので、それはもう本当に土台としてよかったというところですけども、今後はデータ量が重要になります。AIの性能はデータ量と多様性で左右されてくる場所なので、そこからアウトプットするものでどういう思想設計をするかが大事になると考えます。小規模自治体では市町村単位のデータ量に限界が出てくると思うので、役割分担をして色々な事務を考えることと活用データとはかなり連動するところではないかと最近考えているところです。

そういった面で、もし連携を深めたり、役割分担を弾力性を持ってやっていくということになった場合に、データの共有範囲、責任の主体、さらには有事と平時の切替えみたいところで何らかの制約が出てくることがないのかというのも視点として持っておくべきではないかと現在考えているところです。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、谷口副会長、市川会長からも御発言をいただければと思います。

それでは、谷口副会長、お願いします。

○谷口副会長 ありがとうございます。

慶應義塾の谷口と申します。

第32次地方制度調査会より勉強させていただいております。専門は政治学で、中でも政治過程や政治行動を専門にしております。中身もさることながら、方法論として実証研究法を採っております。統計分析や調査・実験などを行っています。

こうした手法を採ることの自分の動機は、客観的な証拠といいたいでしょうか、何らかの共有できる妥当な証拠に基づいて議論する、あるいは制度設計することが重要だと考えたからです。しかし、年を重ねていきますと、そうした定量的手法の限界といいたいでしょうか、よろしくないところも学ぶところがございます。

先日、院生と地方の女性議員の割合について分析するために、数百の市をサンプリングして、地域特性、すなわち人口構造、経済や産業の構造、豊かさや教育水準、NPO集団の数など、色々な変数との関係を分析していたところ、なんと議員報酬が低いことが女性議員が多いということに有意に関係していました。それは報酬が低いと男性のなり手がいないということを目指すのかもしれないですが、この定量的な結果が適切な提案に繋がるわけではない。そこで、定性的なそれぞれの事情、個別のケースを大切にしていくことも、学問だけでなく社会貢献にとっても大事だということを学んでいる次第です。

地方分権改革有識者会議で、市川会長、伊藤委員、大橋委員とともに勉強させていただいているのですが、そこはまさに個別事例を扱っていきまして、小さな自治体から広域自治体に至るまで、分権化を目指して手挙げ方式で様々な提案がなされ、毎年数百件検討する場になっております。

今次の内容について、先ほど土山委員から、なぜこういう設定になっているのか不明瞭

であるという御疑問が提起されました。なるほどと思って、こういった背景があるのかなとつらつら考えますに、基礎自治体というものがあまりにもバラエティー豊かになり過ぎて、政令市のような数百万人規模の自治体もあれば、持続可能性が危ぶまれるような自治体もあって、同じ市レベルであってもあまりにも様相が違ふ。これをどう捉えるかということが一つあるのかなと思います。

というのも、広域自治体にあっては、人口が少ない、財政が厳しい基礎自治体に対しては、垂直補完のような役割が求められるかもしれませんが、一方で、政令市のような大きな規模の自治体に対しては、分権をより強めていくような対応が必要になってくる。広域自治体が基礎自治体に対してどう対応するか、複層的に考えなければいけないということが、今次の趣旨から感じられます。

ただ、前回の33次に比べますと、33次の地方制度調査会では国の主導的な機能、例えば大規模な災害とかコロナのような大規模感染症、あるいは有事といった危機において、国がいかにか主導的な調整機能を果たすかという答申があったのに対して、今回34次は国がどうあるべきかというよりは、基礎自治体、広域自治体の在り方がどうあるべきか、そして、国がその役割分担を整理する、制度化が必要であればする。そして、デジタル化のような共通基盤を提供することによって、先ほどの御指摘のように事務総量を減らしていく。こうした形での国の立場の在り方が提起されていると理解しました。これからも勉強させていただきます。よろしく申し上げます。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、市川会長、お願いします。

○市川会長 住友林業の市川でございます。

私も32次から委員を務めさせていただいております。もともとなぜ地方に関係があるのだという感じがあると思うのですが、経済同友会のメンバーで、2014年にまち・ひと・しごと創生本部ができた頃に、地方創生の問題で同友会の活動の中で関わるようになりました。それ以降、地方分権も勉強するようになりましたが、御縁があって地方分権改革有識者会議のメンバーとなりました。それ以来、今日おられるたくさんの先生方との御縁もできて、本日に至っているということでございます。

皆さんの色々な御意見の中で、私はいつも意識するのは住民にとってどうなのだというところです。色々な経験や学びの中で感じているのは、今でも既にかなり地方自治体間の差が出ているのに、この先の人口減ではもっと加速されて大きくなっていく。人口問題研究所の予想でも人口が30%以上減るところがかなり多くて、場所によっては70%減ってしまうところもあるということもあります。その中で、例えば世帯を見ると、65歳以上の世帯が相当増えてくるということからも、社会構造が大きく変化するというのを一つ問題意識として持っています。

有識者会議の議論を通してもう一つ感じることは、地方行政というのは行政の制度と法律の枠組みの中で現場は動いているという事です。従って、制度と枠組みが時代の変化に

対して本当に合っているのかどうかというのを有識者会議の議論を通して感じるのです。

今、伊藤先生や大橋先生や谷口先生は、個別1件ずつしらみ潰しに改革の議論をされているわけですが、もっと大きな枠組みの中で制度あるいは必要な法律を見直しておかないと、次の時代にはマッチできなくなってひずみが大きくなるなどというのを感じております。

引き続き、皆さんとの議論を通して勉強させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○山本委員長 ありがとうございます。

かなり時間が押しておりますが、事務局に対するあまり細かい質問はなかったのではないかと思います。諮問の中で「住民」という言葉が出てこないという指摘がございましたが、行政サービスを提供していく場合の提供の受け手は住民でございますし、それから、必要な地方制度の在り方には、住民がどのように参加をするのか、関与するのか、監視をする役割を担うのかという問題が当然に入るかと思っておりますので、それも含めて御議論いただければと思います。

それから、問いがなぜ出てくるのかというご指摘もございましたけれども、問いは答えとセットになるというところもございまして。これからの議論の中で問いの意味を明らかにしていく、さらに問いの立て方自体を問うていくことになるのではないかと思いますので、今日のところはこれを議論の出発点にできればと思います。

次に、大都市地域における行政体制について、審議に当たって参考となる資料を事務局に用意していただいておりますので、簡潔に説明をお願いいたします。

植田行政課長、お願いします。

○植田行政課長 事務局でございます。

時間もございませんので、1ページを中心に御説明をさせていただきます。

「国内外の大都市制度の変遷」ということで、1ポツ目のところはなぜ大都市制度がそもそも必要なのかということで、都市の連担とか規模能力が大きい大都市が存在するということを書いてございます。

おおむね以下の①、②の方向性の間で、それぞれ国内外の大都市では中間的な制度も含めて様々な制度が置かれてきたのではないかとというふうにしておりまして、①として垂直的な統合、②として水平的な連携・統合というふうにしております。

①と②の関係でございますけれども、メリットとデメリットがトレードオフの関係にあるのだろうということで、どちらかが立てばどちらかが立たないということになりますので、1つの制度に収れんされるものではないということで、試行錯誤が繰り返されてきたのではないかと。これは、後ろのほうに資料をつけておりますけれども、各国においてもそういうことはあったということです。

下半分に(1)、(2)としておりますけれども、検討を今後していく際の一つの視点といたしまして、(1)、①の方向性のように一層制の大都市を考える場合、「特別市」

と言われておりますけれども、そういった制度化を議論する場合には、その意義はどうか、課題はどのようなものか、特に水平的な連携を行いつらくなることについてどう考えるかといったことについて御議論をしていただくということがあるのではないかとしております。（２）はその逆でございますけれども、水平的な連携・統合に関しての課題、また垂直的な統合を行いつらくなることについてどう考えるかというふうにしております。今後の議論の中でこの２つの方向性を見ながら、その欠点をどう補うことができるのかということも含めて御議論いただければいかがかという問題設定でございます。

あとは、そのため参考資料ということで割愛させていただければと思います。

以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、諮問事項に関する御所見はかなり先ほどもいただいているかと思っておりますけれども、先ほどほかの委員の議論等を聞いてさらに補足をしたいことや、あるいはただいま事務局から説明のございました資料２の部分に関しまして御意見、御質問等があれば御発言をいただきたいと思っております。

ただ、資料２は資料１以上に議論の多いであろうテーマが含まれておりますので、ここでそれを本格的に始めますとおそらく時間がなくなってしまいますし、これはまさにこれから議論をしていくテーマですので、とりわけこういった視点も必要ではないか、もう少しこういった資料を用意してほしい、そういう大きな方向といたしますか、大きな枠組みについての御意見を中心にいただきたいと思っております。

こちらは挙手でお願いをしたいと思っております。ウェブ会議によって御出席をいただいている委員におかれましては挙手機能を使って挙手をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

それでは、安田委員、お願いします。

○安田委員 どなたもいらっしゃらないので取りあえずですが、特別市制度については、最近、指定都市市長会で要望が出されてきているというのが議論の背景にあると思うのですが、私も分からないのですけれども、要望の背景がどんなところにあるのか。つまり、今、二層制の地方団体の場合、どういう点が困って、一層制になると解決すると考えているのか、あるいは一層制になることによって新たにこんなことができるのだ、そんな主張はあるのでしょうか。もしあったら、後ほどでも結構でございますけれども、御提出いただければというのが１つです。

もう一つは、特別市制度というのは、今まで議論は第１次地制調以来されてきている話だと思っておりますけれども、最初の頃は、私もうろ覚えですが、やはりお金の問題ですね。特別市になった場合に、そこに税源が集中して財源が超過していく、それをどうしていくのだという話があったと思うのでございます。これはかなり先の制度設計をした後の議論になるのかもしれないのですけれども、それにしても、例えば横浜、川崎、名古屋、こんなところを考えると、大きく財源超過するような結果が出てくるのではないかと考えてお

ります。つまり、お金の話も視野に入れて議論したほうがいいのではないかなというのが最初の問題提起でございます。

以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

まずいただいてから、事務局に必要な部分はお答えいただこうと思いますが、ほかに御意見、御質問等がございましたら、いかがでしょうか。

それでは、谷口副会長、お願いします。

○谷口副会長 まだ資料全体をよく理解できていない面もあるのですが、地方制度という議論のテーマや行政の役割といったところから議論するのであれば、こうした論点、また、先ほど安田委員もおっしゃったような財政の面というところがあるかと思うのですが、もう一つ大きなテーマになるのが政治参加の問題です。

神奈川県におけるこうした問題に対する調査をしてみたことがあるのですが、行政の役割分担や財源の問題は住民にとってはあまり関心がない。その調査では、住民にとって重要であったのは、地方制度が一層制になること、つまり、政令市が県から自立する場合に住民の政治参加の機会が減ることだったのですね。今は、国政は衆参があって、都道府県には知事選挙と議会議員選挙があって、基礎自治体の首長選挙と議会選挙があるということで、6回代表を選んでいるわけですが、これが仮に政令市だけになってしまいますと、都道府県レベルの政治参加の機会がなくなるということです。そして、非常に大きな自治体ですから、その内部をどう構成するかによりますけれども、その議会と首長しか選べないと、政治参加の機会が減るので嫌だと、住民のほうからネガティブな評価がある。今の時点では、行政の構造やサービスがどう変わるかということはなかなか想像しにくいので、政治参加の機会の減少が、もっともわかりやすかったのかもしれない。いずれにせよ、大都市行政がどのようなべきかについて、住民の意見や選好を考えることも重要だと思います。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、大屋委員、お願いします。

○大屋委員 ありがとうございます。

2点ありまして、1つは谷口副会長がおっしゃったことと重なってくるのですが、現在の情報基盤の前提として大都市制度についても考える必要があるということです。例えば、これはよくないのですが、住民基本台帳を考えると、かつては住民票の写しをもらいに行くのに市役所まで行かないといけないという、住民にとってかなり不便が生じるような状態を生じさせていたわけですが、現在は、どこが持っているのだろうが、コンビニに行けばいいわけです。そうすると、かつては近くにないといけない権限は変わってきているだろうと思うわけです。そのことを前提として、都道府県と基礎自治体の権限分担について考えていかなければいけないだろうというのが1つです。

もう一つは、これは所詮ワンショットの手間だと言われればそのとおりですが、組織をくっつけるのと分裂させるのではかなり手間が違うだろうということです。くっつけるほうは取りあえずくっつけて、実際に中でちゃんと人事が統合されるとかシステムが統合されるまで10年、20年かかるわけですけれども、それは追い追いやっていけばいいということになります。

ところが、割るということになりますと、例えば、現状の提案だと特別市制度を導入したときには警察を都道府県と特別市で割るということが想定されていますので、そうすると、誰がどちらに行くのかということ分割の時点で決めなければいけないわけですし、建物なり設備も分けないといけないことになる。それは、先ほど申し上げたように、くっつけてから追い追いやればいいではなくて、割るまでに決めなければいけないことになる。この行政負担の違いを視野に入れておかなければいけないだろうと思いました。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、辻委員、お願いします。

○辻委員 私は、資料2の問題は資料1と連続していると考えております。資料1の問題を大都市の問題で考えると資料2の問題になる。いずれにしても、今後の日本の活力、それが比較的たくさんの人口が住む領域ですので、この制度をどうするかというのを考えていくことは望ましいことではないかと思っております。

今回のこの資料も、従前のものに比べますと踏み込んで色々課題をまとめていただいたなという実感でありますが、大都市制度が出てくる一番の背景としては、これは大都市を含む大都市圏でいいと思うのですが、まさに東京、東京圏というよりも東京都、東京都よりもさらに23区に人口も税も著しく集中してきていて、他の大都市圏との格差がどんどん広がってきているというのが問題設定の根底にあるのではないかと思います。だから、23区の本一足打法でどんどん日本が成長していくことが本当に適切なのかどうなのかという課題の中で、直接は税の問題であり、財政の問題でも考えると同時に、自治制度の問題として何か考えられないか。

自治制度の問題に関して言いますと、23区は結局、都区財調制度を持っていて、比較的都が多くの特権を持ちながら、しかし、23区の中で住民自治も大事にする、こういう制度設計を持っている、これに対抗し得るような制度設計を各地方圏もつくっていく可能性があるのではないかというのがこの議論の土台になっているのではないかと認識しております。

こうした中で、今回の論点のまとめ方の中で、キーポイントになるのは垂直と水平の統合にはそれぞれトレードオフのメリット・デメリットがあるのではないかという問題提起になっていて、このメリットとデメリットが果たしてどういうものなのかというのをなるべく具体的に議論していくことが、議論を上滑りに終わらせない一つのポイントではない

かと思っています。

このトレードオフ関係を見たときに一番課題になるのは、現行制度でも専ら県に任されていることは非常に少なく、補助金が絡んだり、法律が絡んだりするので、指定都市と県の間関係の大きな事象はほとんど国が絡んで、事実上、国が調整しているのではないかと思っています。

これを大前提にしていったとき、県と指定都市の間で、どのぐらい現行で自由に任されているのか。このことが、現行の指定都市制度の意義を考える上で、重要だと思っています。

一番大きい懸念点は、今日も指摘がありましたが、財政状況はどうなるのかということです。ただし、自治制度をざっくり設計した中で、財政状況を推計できるかという課題があります。今、多くの指定都市は、交付団体になっていますし、それを支える府県も交付団体になっています。こうした中で、不交付団体はどのぐらい出てくるのか。これが関係者に不安を呼び起こしています。これが実際どういうことになっていくのかということに関して、ざっくりしたところでも方向が示されれば、プラスか、マイナスか分かりませんが、議論が進むのではないかなと思っています。それぞれ団体の利害関係も絡む話ですので、客観的にどこまで議論できるかということ踏まえて、ポジティブな方向に議論が進めばと思っています。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

時間があまりないと申し上げたので発言しにくくなったのかもしれませんが、幸い少しありますので、是非お願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

伊藤委員、お願いします。

○伊藤委員 この問題は第30次の地制調で最初に取り上げて、特別市に関してはやはり課題が多いので先送りという形になって、その後、指定都市市長会などで色々な制度設計の提案が出ているという状況で、今かなり具体的な案も出ているところだと思います。

ですので、例えば、特別市を制度化する場合の実際の課題がどこにあるのかという議論はかなり色々なところで進められておりますし、これを実装するときには地方自治法の枠組みのかなり大幅な見直しをしなければいけない。例えば、普通地方公共団体と特別地方公共団体の関係とか、広域的な地方公共団体と基礎的な地方公共団体の関係を含めて、色々な制度的な対応をしなければいけないのだろうと思っています。

ただ、今お話がありましたとおり、例えば、政治参加、デモクラシーの構造の話とか、財政的にどうなるのかということについては、もちろん不確かな部分が多いのですが、住民の方にとっては直接関わる議論であって、この議論をもし政治的に実現可能にするためには、そこをクリアしていかなければいけないということだと思います。個人的には地方制度調査会は制度の話をするというのがメインだと考えておりますから、この

制度をつくったときの地方自治法を含めた制度的な課題についてもっと検討していくというのがメインだと思っているのですけれども、仮にそれが実現可能な制度にするのであれば、色々な付随する論点も総合的に出していかなければいけないと思います。

これは議論の進め方としては結構難しいかなと思っておりまして、両にらみでやっていくというのが必要なのですけれども、どこまで制度以外の部分に踏み込んで説得的な議論ができるのかというところが今回問われている部分かなと思っております。

○山本委員長 ありがとうございます。

土山委員、お願いします。

○土山委員 私は2000年の当時に、関東圏の政令市の政策系の部門で嘱託職員で働いておりまして、そこで職員の自主研究グループで議論になっていたのが区の問題でした。どういう問題かというところ、分市を議論していたことがあった。そこは、まさに谷口副会長、伊藤委員がおっしゃられたように、本庁は遠過ぎるという話なのですね。身の回り、近隣のところである自治体の政策課題のことについて提起するときに、区ではそれはできないと言われるのだけれども、本庁は遠過ぎるという話で、そういう意味では地方分権という文脈の中でむしろ分市が必要なのではないかという話があったことを非常に印象強く思っています。

そここのところでは、一層制のことを議論するときに、本庁の目線から言うと、そういう分け隔ての仕方をするのが適切ではないかもしれませんが、効率的に動くというところでは、そうした面からの制度設計のところではやはり見えなくなってしまうものはあるなと実感したところがございます。制度をつくる時、その制度は何のための制度かというところ、それは住民の福祉のためであるということは大前提ですので、そういう面から見たときに、住民の自治の機構としての自治体の在り方は制度設計の根幹に関わる場所かなと思っております。

今回指定都市の側から出てきた特別市についての構想は、もちろんその文脈では合理性のあるところですので、まさにそうした2つの設計のところを議論するときには、制度としてどうかというところを前提に、その制度は何のためのものなのかというところが必要なのかなと思いました。

以上です。

○山本委員長 それでは、ウェブ参加の横田委員、お願いします。

○横田委員 勇気を持って手を挙げてみました。

私は制度論とかはよく分かっていないので素朴なコメントになってしまいますけれども、2つあります。先ほど辻先生が交付団体も不交付団体も特別市になり得る可能性があるとおっしゃって、はっとしたのですけれども、私は特別市ができれば、稼いでみんなにお金を持ってきてくれる存在になるのではないかなと思って読んでしまっていたので、そういった面では特別市を目指している地域は、自由度や財源で色々できることが増える一方、全体最適をどう考えるかも重要。財源の問題もありますけれども、結局は東京都のように

財政の偏在是正のために寄与していただくという前提になってくるのだらうと思います。それがお金だけでいいのかということもあって、例えば、周辺の自治体も含めたところの視野がなくなっていいのか、お金と周辺地域との連携も含めて考えるのも責任のセットになってくるのではないかなと私は個人的に思っています。

前段の議論で私はデータの話もしましたが、広い地域の中で物事を考えていくほうが有効にできるものもあるので、特別市だけが突出するのは、お金だけではなくて、サービスという観点でも寄与できる部分があるのではないかと思います。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、牧原委員、お願いします。

○牧原委員 資料1に関わることですけれども、これまでの総務省の研究会の延長でいきますと、既存の法律についての役割分担の在り方を検討したとして、今後新しい立法に関してこの役割分担は適用されるのか。国の関与のメルクマールはあるのですけれども、国と地方自治体との間の役割分担を新しい立法について市町村に事務がたくさん来るような立法はしょうがないと放置するのか、多過ぎるという場合にそれを排除するメルクマールになるのかどうかということは、本来、この問題設定の延長で議論すべきなのかということ、これを本来は考えるべきではないか。今回そこまで議論できないかもしれませんが、将来は課題になるのではないかということになります。

似たようなことは、定額減税であるとか、今回の衆議院の解散をこの時期に行ったときの業務過多とか、お米券の問題とか、最近、首長さんたちが色々そういう発言をされています。国の色々な決定が地方公共団体に多大な負担になることも、本来、役割分担の在り方の検討の対象になるかもしれないということです。少子高齢化で自治体職員が疲弊すると、こういった問題が深刻になるということも本来は考えるべきテーマになるのかなということもあえて申し上げたいと思います。

○山本委員長 ありがとうございます。

事務局のほうから、今のテーマについてももし何か現時点でお考えがあればお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

○植田行政課長 1点、冒頭安田委員から、指定都市市長会のほうが二層制に対してどういった課題を感じているか、そういうことを言われているのかという確認がございました。その点について、以前、省内のワーキンググループでヒアリングさせていただいたときに出了話としては、例えば、道府県の関与で調整とか確認に時間を要するということがある。例えば、分野としては新型コロナの際とか、都市計画とか医療計画、そういった一定の権限を県が持っている場合にそこの調整が要る。二重行政の一つの表れの部分かなと思います。

また、ほかの分野として、例えば、交通安全対策に関して、規制と安全対策の関係で県と市がやっているということだと思いますけれども、住民ニーズへの迅速な対応が図られ

ない部分があるではないかというような御指摘もございましたが、どちらかといいますと、意義のほうを強調されているのかなと思います。高次の都市機能が集積している大都市が移行することによって、より自律的な大都市経営を行えるのではないかとか、あとは道府県と役割分担をしてそれぞれの地域で持続可能な行政サービスを提供するのだとか、そういったことをおっしゃっているということでございます。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、そろそろ時間ですので、本日はここで締めくくりとさせていただきたいと思えます。

本日は、事務局より諮問事項に関連する資料の説明を受けたところでございますが、先ほど来色々な議論がございました。資料1に関しましては、特にそれぞれの行政分野を所管する省庁、あるいは各行政分野の法律と地方制度一般との関係をトータルに見ていく必要があるのではないかとといった御意見がございました。

それから、資料2に関しましては、とりわけ特別市に関して、具体的に特別市を制度化した場合にどのようなことになるのか、住民サービスはどうなるのか、特に水平的な連携とか調整はどのように行われるようになるのか、それから、財源は非常に大きい問題だと思えますけれども、財源はどうなるのか、政治参加はどうなるのか等々、これらはおそらく具体的に一つ一つ考えていかないといけない問題かと思えます。

組織を改編することになりますと、先ほど御指摘もございましたけれども、それ自体に非常に大きなコストがかかるので、色々やってみるということに限界があることも確かでございます。完全にとはいかないまでも、具体的にシミュレーションをしっかりとしないと、制度の設計等ができないかと思えます。

そこで、次回以降、まず関係する省庁や地方公共団体の課題に対する認識や取組についてヒアリングを行って、当委員会として諮問事項に関する現状や課題を丁寧に把握することにしたいと思います。

したがって、次回の委員会からは関係省庁や地方公共団体の関係者をお呼びしてヒアリングを行うことにしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。それでは、そのようにしたいと思います。

ヒアリング対象やヒアリング事項等につきましては、今日の色々な御意見も踏まえて、私に御一任をいただければと思います。

それから、先ほども申しましたが、特に本日配付された資料に関して、さらに御質問とかこの点をもう少し補ってほしいといったリクエストがありましたら、事務局のほうにお寄せいただければと思います。

次回の日程につきましては、追って事務局より御連絡をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、これをもちまして本日の専門小委員会を閉会いたします。長時間にわたりましてどうもありがとうございました。